

介護運営規程(訪問介護・訪問型サービス(総合事業))

訪問介護いちばん星運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 能星が開設する訪問介護いちばん星(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護、及び、訪問型サービス(総合事業)(介護予防訪問介護相当のサービス)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態、若しくは、要支援状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問介護いちばん星
- 2 所在地 千葉県木更津市八幡台3-21-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うと共に、自らも訪問介護の提供に当たるものとする。
- 3 訪問介護員等 2.5名以上(常勤換算)
訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。
- 4 事務職員 1名(管理者と兼務)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日
日曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間
午前6時から午後10時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 1 指定訪問介護、及び、訪問型サービス(総合事業)の内容は次のとおりとし、指定訪問介護、及び、訪問型サービス(総合事業)を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護、及び、訪問型サービス(総合事業)が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
その他の場合は厚生大臣が定める基準のとおりの額とする。

一 身体介護

- (1) 食事介助(摂取、経管栄養)
- (2) 排泄介助(おむつ交換・陰部臀部洗浄・トイレ・ポータブル介助)
- (3) 入浴介助(清拭・洗髪・部分全身・手足浴)
- (4) 更衣整容(衣類着脱・整髪・爪きり・髭剃り・洗面・口腔)
- (5) 基本動作(移動・移乗・立ち上がり・体位交換・歩行)
- (6) 服薬介助
- (7) その他必要に応じて医師・訪問看護の指示に応じる

二 生活援助

- (1) 調理(下ごしらえ・配膳・後片づけ)
- (2) 買物
- (3) 洗濯(取り入れ・片づけ・洗濯干し)
- (4) 布団干し・シーツ交換
- (5) 裁縫
- (6) 掃除(掃除機掛け・拭き掃除・トイレ・浴室・玄関・塵出し)
- (7) 代読・代筆
- (8) その他

但し、訪問型サービスAについては、上記の内の「二 生活援助」のみを対象とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護、及び、訪問型サービス(総合事業)に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
(※ この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること。)

- 一 実施地域を越えてからの往復距離1キロメートルあたり30円
- 二 買物、薬取等でヘルパーの車を使用した場合、往復距離1キロメートルあたり30円

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は木更津市、君津市、袖ヶ浦市の区域とする。
但し、訪問型サービス(総合事業)の場合は、木更津市のみを区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止)

第9条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のために指針を整備すること。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を実施する為、担当者を置くこと。
(前1～4号の詳細は、別紙「虐待防止のための指針」の通り。)

(その他運営についての留意事項)

第10条 1 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社 能星と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成21年12月24日から施行する。

この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。

この規程は、利用者負担割合の変更に伴い、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、訪問型サービス(総合事業)の運営規定の併合、及び、虐待防止措置の追加に伴い、令和 6 年 4月 1日から施行する。